

第2回臨時委員会会議録

- 委員長) 日程第1 開会宣言
- 委員長) 日程第2 会議成立の宣言
- 委員長) 日程第3 会議録署名委員の指名（浅井委員）
- 委員長) それでは、日程第4の審議に入ります。

第1号議案「芦屋市立浜風幼稚園の廃園について」審議いたします。

芦屋市立浜風幼稚園の廃園の是非につきましては、教育委員会として検討すべき大きな課題の一つと捉えております。

昨年9月に「芦屋市学校教育審議会」に諮問いたしまして、審議会委員の皆さま方には、廃園の是非について協議を重ねていただきました。これまで、関わっていただきました委員の皆さま方には、この場をお借りいたしまして、お礼を申し上げます。

さて、この3月31日に「学校教育審議会」から答申をいただいたところですが、委員の皆さまにおかれましては、答申を精読されたことと思います。

また、去る11日の金曜日には、第1回定例会に先立ちまして、浜風地域の皆さまからのご意見もお聴きしたところがございます。

本日は、この教育委員の会議の場で、浜風幼稚園の廃園につきまして、審議をしていきたいと考えております。

それでは、はじめに事務局から、答申の内容の確認も含めまして、提案説明をお願いいたします。

管理課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長) 説明ありがとうございました。これから審議に入りますが、その前にまず、委員の皆さまもいろいろと事務局に確認したいというふうにお考えかと思しますので、いくつかの視点に分けて疑問点などを整理していきたいと思しますが、今のご説明の中で順不同にはなりますが、「教育の質について」、「公立幼稚園のことについてどう考えるか」、「浜風地域について」、「認定こども園への移行について」、「待機児童の解消について」、「廃園後そこをどうするかという問題について」、「廃園の理由について」といろいろな形で問題があるかと思します。それぞれあまり「どの問題」と決めつけるわけではなく関連するかもしれませんが、まず最初に、「教育の質について」地域の方々もご心配されていることもあったかと思しますが、まずその点について質疑がございましたらお願いいたします。

管理部長) すみません。本日のいろいろな御質疑がある中で、市長部局がお答えすべき内容、そういった部分もあるかもわかりませんので、こども・健康部の宮本こども政策課長に、本日出席してもらっておりますので、もし市長部局のほうでお答えすべき内容がありましたら、宮本課長のほうから御説明をさせていただきたいと思しますので、よろしく申し上げます。

委員長) 認定こども園の話になってくるとお答えをいただくことになるかと思しますのでよろしく申し上げます。

それでは、何か御質問ございましたら、よろしく申し上げます。

浅井委員) はい。

委員長) はい、よろしくお願いします。

浅井委員) 教育の質という点なのですが、芦屋市の幼稚園は教育の質は大変水準が高いとされているのですね。浜風幼稚園の場合は環境もとてもよくて、随分恵まれていますし、そして教育水準においても、浜風幼稚園を守る会の作成のチラシもいただいているのですが、すごく子どもたちが生き生きと元気で活動しているということがとても伝わってくるのですね。小学校とも隣接していて、交流も十分に行っていますし、四季折々の野菜で浜風ランチを楽しむような保育もありますし、少人数であるからこそ子どもと先生と、そして保護者が密に話もできるという、そういう良い点もたくさんあると思うのですね。少人数であってもこの幼稚園をなくしてしまうということは、今、どうかと思うのですが、いかがでしょうか。

委員長) いかがでしょうか。

管理課長) 浜風幼稚園については敷地3,000平米ほどあります。その中で園児については50人から60人の間の園児しかいないということについては、幼稚園に通っている子どもたちは広々とした恵まれた環境で、幼稚園に通っている子どもさんたちにとっては非常にメリットではありますけれども、ほかの保育所などにつきましては、定員以上の子どもを受け入れるところも少なくないということから、しかも、認可保育所にも入れずに条件のよくない遠いところの保育所、認可外保育所に行かざるを得ないという子どもたちもたくさんおります。

現在、4月では待機児童が131人おりまして、平等という

観点からは、幼稚園の子どもと保育所の子どもを比べたときに、幼稚園は一方で伸び伸びと教育が受けられる。保育所のほうは100%を超える定員を受け入れざるを得ない、ましてや待機をしてどこにも行く場所がないという子どもが一方ではおります。

少人数学級の利点については、学級内のことであっても全体的な集団教育を考えればそうではないということもあります。集団教育としては、より多くの子どもが接し合うことによって社会性や自主性をはぐくむことができるということがまず1つあります。また、学級単位で競争することで子どもたちが切磋琢磨し、小学校へのスムーズな集団教育につながるということもメリットとしてはあります。

少人数では小さくまとまって仲よくできているのは決して悪いことではありませんけれども、小学校に進んだときに複数学級で、しかも6学年という大きな集団の中で戸惑ってしまうのではないか、そういう小学校1年生での幼稚園から小学校に上がったときのギャップというものが大きいのではないかということが危惧されるところであります。

委員長) ありがとうございます。

 浅井委員、ほかにいかがですか。

浅井委員) ある意味、その年齢の子どもたちに不平等が起こっているということも言えるわけですか。

管理課長) そうですね。幼稚園は先ほども申し上げましたとおり、定員に対する充足率が50%ほどですけれども、保育所は一方で100%を超える児童を受け入れざるを得ない。さらに待機を

している児童もたくさんおります。そういう意味では、浜風幼稚園の良い環境を、廃園して認定こども園にすることによって地域全ての子どもたちがそこで学び、教育を受けることができるということが地域にとっては望ましい環境ではないのかというふうに考えております。

管 理 部 長) 補足ですけれども、幼稚園・保育所あり方検討委員会でも出されておりましたけれども、施設の有効活用という点が重要なポイントではないかと考えております。浜風幼稚園につきましては、広々とした敷地の中で少数の子どもさんが広々と学んでおられるということなのですが、そういった良い環境の施設についてはもっと幅広い子どもさんたちを受け入れて広い範囲で教育・保育を提供すべきであると、そういうものが市全体として考えるべきポイントではないかと考えております。

それと、今、現状で浜風地区につきましては、幼稚園という形で50人から60人の間の園児さんで、それ以上園児数が見込めないという状況でございます。その中において、このまま幼稚園という形で残っていても、結局子どもさんたちが今後増加する見込みが非常に少ないということになります。ですからこのままで行きましたら、冒頭の説明でもありましたけれども、少人数になってしまって、本当に幼稚園としてどうなのかという状況を迎えざるを得ないというような形になってしまいます。

その中で、浜風地域という地域を考えましても、幼稚園ではなく、認定こども園という形の施設になりましたら、専業主婦の世帯を中心とした幼稚園ということだけではなく、幅広い世

帯・世代の子どもさんを受け入れることができると、そういう施設がありましたら、地域としても活性化という面で非常にプラスになるのではないかと。子ども子育てを支援する施設があるということで、地域にも新しい若い世代の転入といったものも今後見込まれるのではないかというふうに思っております。

ですから、地域にとりましても、幼稚園ではなく、もっと幅広い、発展的な形での認定こども園という形へ持っていくのが望ましいのではないかと考えているところでございます。

委員長) ありがとうございます。

浅井委員) 廃園に関しては、単学級ということがポイントになると思うのですが、確かに単学級であるとうまくいっている時はいいのですが、何かあった時に子どもたちへの対応がすごく難しくなるし、先生方の負担も大きいと思うのですね。今、年少さんは2クラスになったということで、人数の推移というのは今後どうなるかというところが焦点だと思うのですが、実際のところ浜風地域はどうなのでしょう。

管理部長) 審議会の中でも若い世代が新たに転入してきているのではないかという御意見もいただきましたので、そのあたりについてもこの人口予測、今後の園児数が減少していくであろうという人口予測の起点に立っておりますのが昨年の2月1日現在の人口を基本にしておりましたので、それ以後の転入の状況、人口の動態の状況につきまして調査をいたしましたけれども、確かにおっしゃるような少し増えている状況にはなっております。比較いたしましたところ、就学前の児童、ゼロから5歳につきまして、10数人は増えてきているという状況にはありました。

10数人という状況の中で言いますと、各年齢に分けますと2人前後ぐらいになっていると。明らかに増加しているという状況にはなっていないということ、それと、浜風町、新浜町地区におきまして、新たにマンションも建ちましたので、入居状況につきましても調べてみた結果、そういう形になっております。

それと、審議会の中で高浜町にあります芦屋大学のグラウンドに市営住宅を集約するという計画もあるではないか、それによって人口が増えるのではないかとというような御意見もいただきましたので、そのあたりの状況も調べました。現在の高浜町のグラウンドに集約を予定している市営住宅にお住まいの世帯では、残念ながら就学前のお子さんは3人しかいらっしゃいませんでした。今後、市営住宅に入居されるであろう世帯、そのあたりも関係してくると思いましたので、市営住宅の入居希望の申請について登録をしておりますけれども、その希望されている世帯の状況も調査をいたしました。この入居希望を登録されている世帯は150世帯ぐらいございました。その世帯全てについて就学前のお子さんの人数を調査いたしましたけれども、全体で20人でした。しかしながら、あくまでも今後の入居希望の登録ですので、この世帯が全て新たに市営住宅に入居されるということは考えられませんので、そのあたりを勘案いたしましても、今後、人口が増えていくという状況には至らないと。ただ、当初、人口予測をした時よりも若干減少は緩やかに、今のところなったのかなというところでもございまして、最終的には徐々に減っていく状況には変わりはないであろうというふうに見込んでおります。

委員長) ありがとうございます。

浅井委員) わかりました。

委員長) ほかに何かございますか。

木村委員) よろしいですか。

委員長) はい。

木村委員) 審議会の議事録なども全て目を通しまして、また4月11日に地域住民の方の意見を聞く会というのを行ったのですが、そこであった御意見の中に、認定こども園に仮になったとしても、公立でないと納得できないというお声の方が何人かいらっしゃいました。私もその点についてはどうなのかなと思うのですが、私立になると利益を追求するのではないかと。経験年数の浅い教諭や保育士が採用されて質が低下するのではないかと。いったことが、芦屋の公立の教育の質が非常に高いものですが、その点が懸念といたしますか、不安を覚えるところなのですが。また、利益が出なければ撤退してしまうのではないかと、そういう点も懸念されるところでございますので、その点についての事務局のお考えをお聞きしたいのですが。

管理課長) 子ども・子育て支援新制度につきましては、施設型給付という制度ができるのですが、その対象となる施設については、市が設定した施設整備や配置基準で、教育・保育の要領を基準として遵守しないといけないことになっております。それは公立・私立を問わず芦屋市の基準となりますが、この認定こども園の基準につきましても、国の基準を踏まえ、現在の芦屋市の幼稚園と保育所の基準をもとにして、芦屋市が独自でこれまで培ってきた教育を継承し、教育の質を担保するような形でそれ

らについても基準を作ります。

この新制度のもとでは施設型給付に入る施設につきましては、そういう基準を遵守しないといけないということが義務付けられておりますし、市のほうとしてもその施設については指導・監督する権利を持つこととなりますので、そういった形で私立の認定こども園であっても教育の部分に関しては、市が一定関与できるということで質の担保ということについては確保ができるのではないかと考えております。

新制度のもとでは公立・私立、幼稚園、保育所、認定こども園を問わず全ての就学前の教育の確保をするためにさまざまな方法について、教育委員会としても示していく必要があると思っておりますが、例えば芦屋市の就学前教育のカリキュラムを芦屋市教育委員会として整備して、市内全体の公立・私立の幼稚園や保育所、認定こども園を含む研究会とか研修など、そういった実践を通して広く教育の質の向上に向けて教育委員会としても主体となって取り組んでいきたいというふうには考えておりますので、その点に関しても今まで幼稚園で行ってきた教育を公立・私立を問わず認定こども園に対しても質を確保するために教育委員会として一定関与ができると考えております。

学校教育部長)

今、管理課長のほうからありましたけれども、認定こども園と今度の新制度導入にあたっては小学校と連携をすることであるとか、教育内容について、教育委員会が関与するといったことの指針は示されています。そういったことから本市においても今年度、就学前の教育カリキュラムを作成しようとしています。実は他の都道府県等でも作成しているところがありま

す。これの芦屋版として一定こういった内容で教育を行うという、ミニマムスタンダードを策定していくことを考えておりません。

あわせて、研修会等も既にこれまでからも私立とは一緒に行ったりする部分を、またさらに充実と言いますか、今後制度が切りかわる機会に充実なり連携の方策なりを今年度については考えていきたいと思っているところです。

管 理 部 長) そういったことが懸念されておられるということでしたので、今回のこの度の子ども・子育て新制度の中で、教師の質なりそういったものについて担保するような制度と言いますか、そういったものがないかということにつきまして調べまして、こども・健康部のほうに依頼をいたしまして、それに該当するようなものがございましたので、本日、お手元に資料として配付させていただいておりますけれども、これにつきまして、こども・健康部こども政策課長の宮本課長のほうから説明させていただきます。

こども政策課長) 皆様、こんにちは。こども政策課の宮本と申します。今日は貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。では、座って、少しお話をさせていただきます。

このたび、子ども・子育て新制度について、より広く皆様に知っていただきたいと思ひまして、本日、簡単ではございますが説明いたします。説明の資料としましては、国、内閣府のほうが出しています「すくすくジャパン」というタイトルで新制度についての概要を示した、枚数では6枚ですが、12ページのものを御用意させていただきました。

まず、繰り返しになるかもしれませんが、新制度というのはどのような取組をしているかというのを4つの柱で書いておきます。

まず第1が認定こども園の普及、これがまず第1番です。

そして2つ目がそれに付随する課題として保育の場を増やして待機児童を減らすこと。そしてそれは子どものためだけでなく大人にとっても子育てしやすい働きやすい社会をつくるということ。

3つ目は幼児期の、特に就学前の学校教育・保育の質・量を保つ、向上させる、そして地域でのさまざまな子育て支援を充実させるということ。

4つ目は特に地方で起こっております子どもが減少している、そういう地域でもしっかり子育てができるような仕組みをつくるということで、今までの子育てをめぐる課題を全く180度変えるわけではありませんが、かなり新しい仕組みというふうに御認識いただきたいと思います。その中で特に今回は教育・保育という部分で御説明をさせていただきます。

今まで、従来一般的には幼稚園、保育所という名称が普及しておりましたが、それに加えて認定こども園、地域型保育という事業を創設いたします。

認定こども園は平成18年度からあったわけですが、この度、新制度の中で新しい法に生まれ変わらして、幼稚園・保育所と同じように、一本化した窓口として認定こども園が1つの給付の中に入りました。

また、地域型保育というのは俗に言う認可外保育所のイメー

ジを持っていただけたらいいのですが、先ほども事務局のほうからありましたように、なかなか保育所に入れない子どもさんは今、認可外を利用されています。でもその認可外でもしっかりとした認可保育所に相当する保育をしていただき、待機児童を少しでも救っていかうということで、ここにも新しい基準を設けて保育を給付する目的によりできました。それぞれ枠として総体的に年齢枠は定まっております。乳幼児が使うゼロ歳から2歳の地域型保育から、幼稚園、教育を提供する3歳から5歳、そして幅広いゼロ歳から5歳の就学前の子どもさんが利用できる認定こども園というようなたぐい
です。

地域型保育の詳細については今回の説明では省かせていただきます。また、この教育・保育の給付だけでなく、子ども・子育て支援事業と言いまして、例えば学童保育であるとか保育所の延長保育、あるいは幼稚園で預かっている預かり保育、あるいは妊婦さんの妊婦検診、そして赤ちゃんが生まれたら乳児家庭の赤ちゃん訪問といったように、生まれてから子どもさんがすくすく育つまで、切れ目のない支援を、この法律の中では幾つか条項を出しまして、それを充実させていくという仕組みを今回の制度の中ではとっていきたいと考えております。

詳しい手続につきましては、実はまだ国のほうが最終の決定、政省令は出しておりませんが、ほぼ骨格はできております。ホームページのほうでもパブリックコメントを求めて最終の政省令を作る段階まで来ております。ですから全くわからな

いものではないと思っております。大まかなガイドラインはもう示された中、最後の詰めをしているという段階に今来ているところです。

この芦屋市では、今までどのような取組をしてきたかと言いますと、この子ども・子育て支援新制度というのは地域力というのを非常に求められまして、地域のそれぞれの実情に見合った提供の仕方、支援の仕方をしていけばいいということです。最低基準であるとか、あるいは料金で言えば上限は定まっていますが、その中の範囲というのは非常に地方に委ねられています。したがって先ほどから意見が出ております芦屋市が今まで培ってきた教育・保育の水準、それは職員の配置基準であったり学級編制であるわけですが、そのような基準を最終、市としてこうしていこうというのを今、ほぼ国と同じように骨格をまとめている段階です。

それらは全て子ども・子育て会議という法で定められた審議会の中で議論をして、そして今年度中に子ども・子育て支援事業計画というのを作って、それを27年度からスタートさせるという、流れで今動いております。

私どもとしましては、皆様の御心配を少しでも払拭するように、早く制度説明をしていきたいと考えているのですが、中途半端な状態で説明をしては混乱を招くということで今はこのような国の資料に基づいた概要を説明させていただいておりますが、特に新制度の中で変わるであろうと思われるのが、料金体系、それと利用の申し込みになると思います。

利用の申し込みについて少し補足説明をいたしますと、今ま

では幼稚園の人は幼稚園に直接申し込み、保育所の人は保育所に直接申し込み、全く窓口が違いました。実務的なことを言えば幼稚園というのは新制度になっても各幼稚園に申し込むことはできるのですが、もしこの新制度の中の幼稚園を利用しようとするれば認定という、まず手続を踏まないといけません。1号、2号、3号と、お聞きになったかもしれませんが、1号認定というのは3歳以上の教育のみを必要とする子ども、2号認定が3歳以上の教育と保育を必要とする子ども、3号認定が保育を必要とするゼロ歳から2歳の子どものことで、この認定を受けることによってその施設を利用する権利ができて、その施設はその認定を受けた子どもさんを預かっているので国から交付金がおおりするというふうな流れになります。ですので、就学前の子どもさんであればその1号、2号、3号というのを申し込めば認定を受ける権利は自動的に発生いたします。そのような手続きの違いが出てきますので、そこは新しくスタイルが、窓口が決まりましたら市民の皆様にも御説明していこうと考えております。

もう一つ、大きく変わるというか、制度として変わるというのが利用料金になります。今までの公立幼稚園のイメージを持っていただいたら一律保育料は幾らですよというふうに決まっていたと思います。私立の幼稚園も1か月何万円ですよというふうに決まっていた。それはある程度それぞれの公立でしたら市、私立でしたらその幼稚園が自由に保育料を設定していたと思います。当然決まりはありますが。今回、新しい制度になりますと、幼稚園は原則応能負担ということ

になります。応能負担というのはそれぞれの御家庭の所得に応じて料金が変わりますよということになります。それは実は保育所では今までも旧来からずっとその仕組みをとっておりました。低い所得の方には低い負担を、高い所得の方にはそれなりの高い負担をしていただいて、同じようにサービスを利用していただく。それはある意味、受益者側からすればそれなりの能力のある、負担のできる方には負担していただくという意味では公平な制度であると思います。幼稚園にも今回、その仕組みが取り入れられることになります。国がそれを今、階層をどの区分で分けるかというのを最終、大詰めをしておりますが、では1人当たりの園児にどれぐらいのお金をかけて教育をするのか、保育をするのかということが決まらないとそれに見合った保育料をどれぐらいにすればいいかということが確定できないので、最終の大詰めをしているところで、芦屋市の中でもそれは幾つかシミュレーションと言いますか、いろんな予測を立てて考えてはおりますが、まだお示しする段階ではないということは御承知おきいただきたいと思います。

若干補足説明をしますと、保育料は保育料で一律長時間保育と短時間保育という二段構成になります。幼稚園のほうは公立幼稚園と私立幼稚園ということで二段構成になります。ですから、言ってみれば4つの費用負担の帯ができる、区分ができるというふうに御認識いただけたらと思います。これが新制度の大きな特徴です。これがなぜ推し進められるかと言いますと、今の子ども・子育ての中で非常に地域で子どもを

見るということの重要性、それと全ての子どもが同じような環境で、そして同じようにすくすくと育っていくということが望ましい子どもの姿で、それが子どもにとって一番良いことであるということを経験したのを改めて集大成して、この法の中に、制度の中に組み込んだということですので、ぜひこの新制度について御理解いただいて、新しい仕組みの中で子どもの就学前の教育・保育のあり方を御検討いただけたらと思います。

簡単ではございますが、説明は以上です。

管理部長) 宮本課長、質の担保のほうの説明もお願いします。

こども政策課長) すみません。今、保育の質という部分を御議論いただいていたと思います。

保育の質に関しましても今回、この制度というのは今までの幼稚園の良いところ、保育所の良いところと一緒に合体させてさらに良いところにしようというのが目的ですので、子ども・子育て支援法、そして認定こども園改正法、そしてもう一つ、関係法、いろいろな児童福祉法を含めた関係法の整備を整備法という三本立ての法律を作っております。その中の1つに、公私連携型保育所に関する特例という条項があるのですが、これからはこの給付型というのは国・県の交付金があり、そして市も一定の交付金、助成金を出すということで、市が非常に関与する力が強くなります。ですので、私立の民営であったとしても十分子どもが指導、指示をする権限という義務がありますし、当然それを守らない場合には罰則規定であるとか過料を課すということも条文に盛り込まれてい

ます。

特にその中で今回、特徴的なのは、公私連携型というものを認めております。公私連携型というのは子ども・子育て支援に関する施設をもし仮に市町村が土地を提供するであるとか設備を提供するであるとか、そのように市町村が私立の運営に関与しながら、そして民間法人のある程度自由な裁量の中で運営をさせるという合体型の提携する施設の考え方なのですが、これは今回は協定を結ぶということが義務付けられております。協定を結ぶ中で、例えばその教育・保育の内容、質ですね、内容に係るもの、あるいはそれをどれだけの規模でどれだけの期間をしていくかであるとか、それを違反したときにはどういうふうなペナルティーが科せられるかとか、そういうことを決めた上で公私連携型の認定こども園であるとか、教育・保育施設を作るとということが定められておりますので、今後、芦屋市の就学前施設がどのような運営形態になったとしても公的な義務という指導・指示的な義務というのはなくならないと考えておりますので、私どもはこの公私連携型というのも1つのスタイルだというふうに認識しております。

この説明でよろしいでしょうか。

委員長) ありがとうございます。

管理部長) お手元にその通知を具体的にお配りさせてもらったと思いますけど、これの2枚目、⑬ですね、ここが公私連携型保育所に関する特例についてということで、項目6つほど挙げられてますけれども、こういう形で協定を結ぶことによって縛りをか

けることができるというようなやり方もございますので、そういった手法を取り入れればある程度、私立の認定こども園でありましても教育の質とかそういった部分について市のほうでコントロールができるのではないかとというふうに考えております。

木村委員) 要するに、例えば浜風がどうなるかということもあるのですが、あそこの施設を民間事業者を使用させる場合には公私連携型というのが1つ考えられる形でその民間事業者と市のほうで協定を結んでこういう教育内容にしてくれというふうなことを合意として定めることができる、そういう形でのコントロールが可能になる。そういう制度があるということですね。

管理部長) そうですね。そのほか、民間の認定こども園を誘致する場合、公募をする形になるかと思うのですが、公募におきましても一定の条件を付して、条件に合うところに手挙げをしてもらうという形になりますし、もちろん選定に当たりましては当然これまでの実績とか経営の状況ですとか、そういったものも十分に見た上で選定を行うということになりますので、そういった面からもやはり一定の質、内容を担保できるのではないかとというふうに考えております。

そういったものをいろいろ、最終的にどのスタイルを導入するかということにつきましては、今まだ何も決まっておられませんけれども、そういった手法を取り入れて質については担保をしていけるのではないかとというふうに考えております。

木村委員) わかりました。

浅井委員) すみません。認定こども園については詳しく説明していただいて、あらかた何となくわかってきたのですが、ところでそ

の浜風の地域の子どもたちがみんなここを希望した場合は、それは必ず通うことができるのでしょうか。同じ地域の子どもたちが、同じ場所で学ぶということが大切だと思うのです。特に浜風の地域の方々と保護者、子どもが、今うまく連携して密接な関係が保たれているので、そのあたりは少し心配するところですが。

管理課長) 新しい制度の中ではそれぞれの圏域の中で子どもたちを育てて、必要なサービスを市のほうが提供していくということが基本的な考えになるのですが、今後は子ども・子育ての事業計画の中で教育・保育のニーズを分析しまして、それぞれの圏域ごとにどういう子育てのニーズがあるかどうかを調査いたしまして、分析をして施設整備を行っていくということについて、今後検討していくことになります。

整備の途中の段階ですので、必ずしもそうではない場合もありますけれども、一定の整備ができた段階については地域の子どもたちがその地域の施設に通うことができるものと考えております。施設型給付の対象になる施設につきましては、定員を超えない限りは保護者が入所を希望しましたら受け入れないといけないという、断ることはできないという応諾の義務がございますので、そういう意味でも地域の子どもたちが希望すれば通うことができるような施設の整備も市のほうでやっていくということになると思います。

浅井委員) そうなのですね。

管理部長) それと、浜風幼稚園が例えば廃園という形になりました場合でもシーサイド地区におきましては潮見幼稚園がございます。

潮見幼稚園につきましては、浜風地域で幼稚園を希望されている方々、こういった方々も受け入れる余地については、今のところ十分ございます。もちろん距離的には遠くなりますけれども、潮見幼稚園に行っていただくということは可能でありますし、もちろん新しく認定こども園ができて、そちらを希望される場合も就労に関係なく通える施設ということですので、受け入れが可能です。浜風地域のお子さん方については、そのように保育なり教育なりを提供していくことが可能であるというふうに考えております。

浅井委員) 潮見まで通うとなると、私も歩いてみたのですが、20分弱ぐらいはかかるわけで、子どもの足であるとか、それから下のお子さんを連れての送迎ということはかなり保護者の方の負担になるのではないかと思いますけれども、原則徒歩通園ということは、どうですか、何か手立てはありますか。

学校教育部長) そのあたりにつきましては、園運営の登園と降園、その方法についてはこれまで徒歩通園を原則というところでは出しておりますけれども、一定幅を持たせた形で弾力的なことも考えて、園運営の中で進められればというふうに考えております。例えば自転車を使ったりというようなことも含めてということですね。

浅井委員) はい、わかりました。

木村委員) 教育の質の問題で1つ伺いたいのですが、現状の浜風幼稚園というのは少人数の教育であると。それが余り好ましくないということで廃園の方向という話が出ているのですが、ただ少人数の教育というのは非常にきめ細やかな目で濃密な教育

ができるというメリットもあると思うのですが、考えられている具体的なデメリットというのはどういうものがありますでしょうか。

委員長) はい、お願いします。

学校教育部長) 浜風幼稚園の人数規模で言いますと、35人とか、30名を超えております。例えば単学級においても20人以上ということであれば複数グループのメンバー編成は可能になりますし、その中で活動的な工夫というのはできる人数はいると言えます。

それから、デメリットは、単学級では、同一集団でずっと2年間行くことになりますので、メリットとデメリット、表裏になるわけですがけれども、人間関係の濃さにつながっていくというところでは、そのことが濃密な関係の中で教育を進められるというメリットにもなり、一方で、こじれた場合などにおける指導が難しくなるというのがデメリットになります。

デメリットのもう一つは、かかわる教師が、同じ担任の先生がずっと行くということになります。ですから、そういったところが、デメリットになります。複数学級は、今、言いました複数グループのメンバー編成が可能という点がさらに倍増されますので、そういった意味で他のクラスとの交流によってお互いの刺激が高くなる、これはメリットのほうです。それによって社会性、集団性、競争心ということを育てること、それから行事などでの活気、そういったところに効果があるのです。あわせて複数の担任が見ますので、担任以外の大人との出会いということになりますが、幼稚園段階では、幼稚園の先生たちが保護者以外の大人と出会う、ファーストコンタクトと言われま

すけれども、そういった中で複数の出会いがあること、かかわりがあるというところがメリットです。ですから、今回のことで考えるときに大事なのは、都市部の芦屋でそういったことが可能な地域であるにもかかわらず、小規模なままということについては、やはり適正な規模と言えないのではないかと考えています。それが可能な地域であるからこそ複数学級がとれる方法、複数学級という形がとれる形を施設なりで考えていけるというのが今回のポイントであるというふうに考えています。

木村委員) 都市部というふうに言われますけど、複数学級が望ましいというのは近隣の自治体、このあたり都市部ですが、やはり同様な基準というのもお持ちになられているのでしょうか。

学校教育部長) 阪神間等は今も既に同様でございます。そういった中で一定、統廃合等がいろいろ他市でも出ておりますけれども、そういったことが1つ基準になっているところではあります。

木村委員) わかりました。ありがとうございました。

委員長) 今、いろいろ話が出ましたけれども、公立幼稚園であるということの、それが1つのこだわりみたいな形で御意見が出されているように思いますが、この件に関してはいかがですか。

松本委員) 園児数が今、少ないということを利用して廃園にするのならば3年保育とか預かり保育の延長とか、公立幼稚園の教育を充実させて園児数を増やすというような方向性というのも考えたらいいのではないかと思うのですが。

委員長) はい、お願いします。

管理課長) 園児数が少ないということだけで廃園するのではないのです。廃園後は認定こども園という、3年保育だけではなくて、

地域の幅広い子どもたちを受け入れることができる施設に活用するという将来展望が、浜風幼稚園の今回の廃園についてはあります。それが1つの大きな理由でもあります。

3年保育については、公立は2年保育、私立は3年保育というこれまですみ分けをして、それぞれ独自の教育理念を持って私立幼稚園と公立幼稚園は共存してきたという経緯があります。子ども・子育てのアンケートについては幼稚園においては、3年保育のニーズは約7割ほどの人が利用したいという形でアンケートの結果としては出ておりますけれども、幼稚園の3年保育だけでは保育の需要は満たされないのではないかというふうにこちらとしては考えております。公立幼稚園は支援を必要とする子どもの受け皿となる最終的なセーフティーネット的な役割を担っているというものがおりますけれども、新制度のもとでは、今後は保護者の就労や家庭状況にかかわらず保護者の希望する教育・保育を一体的に提供することができる認定こども園がそのニーズを担っていくということで考えております。

子ども・子育て事業計画を策定する中では、アンケート調査などをもとに3歳からの教育ニーズの見込みを立てまして、幼稚園、保育所、認定こども園を含めた市内全体の中でどう整備していくかということについては議論する必要がありますので、そういう市内全体の議論なしには浜風幼稚園だけ3年保育をするとか、公立幼稚園のどこかだけを3年保育をすることについては、今の段階では困難ではないかというふうに考えております。

委員長) ありがとうございました。

あと、いかがですか。はい、お願いします。

浅井委員) 教育のまち芦屋というキャッチフレーズで市長もこどもファーストというふうに打ち出しておられます。認定こども園が浜風地区にできるとして、それは芦屋市が運営して公立の認定こども園ということになるのでしょうか。

管理課長) 認定こども園については、市としては民間で運営していただくという考えを持っております。

浅井委員) 芦屋市が市立の認定こども園を作るということは可能性としてはないのでしょうか。

管理課長) 公立で認定こども園を設置しますと職員の新たな配置であるとか給食設備の施設改修などが必要になってきます。それは全額が市の予算でもって、それはイコール市民の税金で賄うことになるのですけれども、その維持管理の費用というのは将来にわたってずっと続いていく、市の負担となるものです。一方では民間が設置しますと国が子育ての新しい新制度のもとで認定こども園の増設を掲げておりますので、そのために相当の財政支援というものがあまして、そういう意味では安定した運営が、民間の場合は期待できるのではないかというふうに考えております。施設型給付の制度の中では先ほども申し上げましたとおり、民間であっても教育の質というものは市が定める基準のもとで運営をしないといけないということがありますので、その点については一定担保ができるものと考えております。

浅井委員) 公立の認定こども園の場合、運営費はどれぐらいかかることになるのですか。

管理課長) 大体2億4,000万円ぐらい、公立の場合だとかかると

思われます。

浅井委員) 民間だとどのくらいですか。

管理課長) 民間ですと市の負担は3, 200万円ほどになります。市の負担と言いますのは、施設に給付する負担額ということになります。国が2分の1で県が4分の1、市が4分の1という形の給付になってますので、その部分の負担としては、民間の場合だと市の負担は3, 200万円。公立で全額市負担でしますと2億4, 000万円ほどになります。

浅井委員) 7倍ぐらい違うということですか。

管理課長) そうですね、はい。

管理部長) 補足しますと、今、浜風幼稚園の敷地面積が3, 000平米ぐらいございます。この3, 000平米の規模でどれぐらいの認定こども園ができるのかなということで、一応試算をしております。その試算でいきますと、ゼロ歳児から5歳児まで、全ての年齢児について受け入れをするという仮定のもとに、おおむね収容の人数としまして百四、五十人ぐらいが想定されるのであろうかということで見えております。この百四、五十人という、各年齢児の内訳で言いますと、4・5歳児は50人、50人で、3歳児が30人で、あと1・2歳児が10人、10人、ゼロ歳児が6人ぐらい。これで146人になるかと思うのですけれども、それぐらいの形で編制ができるのではないかと、いうふうに見ております。

これを一定の認定こども園に対する職員の配置基準、これを照らし合わせますと職員数として20人以上は必要であるというふう考えております。そのあたりを公立でやる場合の職員

給与費とか、そういったものを合算いたしまして、あともちろん施設運営としまして、いろんな維持管理経費等がかかりますので、そういったものを合計いたしまして、公立で、芦屋市で、実際にやるとすればどれぐらいになるのかなという形で試算しました結果、総経費として2億4,000万円ぐらいにはなるのではないかというふうに見ております。もちろん、この施設利用に当たっては利用者負担がございますので、一定保育料、今で言いますと保育料ということになりますけども、保育料収入というのが一定見込まれますけれども、それでもやはり2億円を超える市としての差し引き負担が出てくるのではないかというふうに考えております。

また、公立の場合ですと施設給付費という形で国・県の補助というのはありませんが、民間で行う場合には施設給付費という形で国2分の1、県4分の1、市4分の1ということで補助が出ますので、民間でやる場合で2億円からの経費がかかりましても市の負担としてはその中の4分の1ぐらいにしかならないというところがございます。

その辺で民間の場合の職員状況とか、そういった民間の状況を考えました上で算出しますと、4分の1という中で仮定しましたら3,200万円前後、このあたりが市の負担で済むというふうな形で考えております。もちろん、市の、公立でやりました場合、2億何千万円とかいう、2億円からの経費につきましては、将来にわたってランニングコストとして発生をいたしますので、総体的に見ますとかなりの経費になってしまうということが予想されますし、施設整備に当たりましても民間の場

合は補助が出ますが、公立で整備する場合は改修とかそういったことにつきましても全て市の負担でしないといけないということになりますので、公立でということになりますとかなりの経費負担というふうになりますので、芦屋市としてそういったことが今現在可能かという非常に難しいと言わざるを得ない形となっております。

松本委員) 今の浜風幼稚園の運営経費はどのぐらいですか。

管理部長) 今現在の浜風幼稚園の運営経費で言いますと、幼稚園9園ございますが、9園全部で4億5,000万円ぐらいの運営経費になっておりますので、9分の1で言いますと5,000万円、保育料の収入がございますので、それを差し引きしましても4,000万円前後ぐらいが今現在の浜風幼稚園1園にかかる経費というような形になるのではないかというふうに思っております。ですから今かかっている経費とさほど変わらない経費負担でもって民間の認定こども園であれば、百四、五十人の子どもさんを受け入れる形を運営してもらえるとというふうに考えていると。そういった面からも、やはり私立の認定こども園をとということになります。

木村委員) これは国が施策として明らかに民間での認定こども園を推進するよう、そういう予算のつけ方とか制度を組み立てているわけですね。

管理部長) そうですね、おっしゃるとおりです。民間の場合についてはさまざまな形で補助ですとかそういったものがございますが、市町村、自治体やる場合については一切ないという形で、認定こども園等につきましては。子ども・子育て全体が民間をと

いうふうな形で進められているというようなところでは。

委員長) はい。公立のことについては、先ほど説明があったからもういいかなと思いますが、ここで確認ですが、私立になった場合の幼小連携とかそういうことが極めて重要なテーマになっているので、私立になったときの幼小連携のありようみたいなものがうまくいくかどうかというようなことについて。先ほど関連でお答えがあったからうまくいくかなというふうに思ったのですが、どうですか。公立・公立ということなら非常にわかりやすいのですが、私立になった場合の幼小連携ということについていかがでしょうか。

学校教育部長) 今、委員長おっしゃったように、実際現在は、どうしても公立・公立の関係で近隣の幼稚園と小学校というふうになっています。そのあたりについてはこの機会にそういった私立さんも含めた形での取組については研究していく必要があると考えております。

委員長) 先ほどおっしゃった研修の問題とかそういうことも含めた問題ですね。

管理部長) そうですね、はい。

委員長) はい。いかがでしょうか。

浅井委員) 少し戻るのですけれども、認定こども園になると地域外からの通園の方も増えますよね。そうすると自動車で送迎されたりということは可能性としてありますよね。そうすると、いろいろな住環境や学習環境に影響はないでしょうか。

管理課長) 恐らく自動車の利用も保育所の場合は増えると思いますが、子育て支援のアンケートの中では保育所を利用されている方に

については約5割の方が自転車を利用されているので、かなりの数では自転車も多いのではないかと。残りの25%は車で25%は徒歩という形になっておりますので、浜風地域の現状を見ましても坂もありませんし、フラットな状態ですので自転車の方も多いのではないかとというふうに考えておりますけれども、一方では自動車もありますので、その辺については小学校が近くにありますので、通学時の安全の確保について対策をとる必要があると考えます。

浅井委員) 安全の確保についてですね。

管理課長) 安全確保については市として配慮しながら事業者にきちんと指導する必要があるとは考えております。

管理部長) 現行幼稚園ですけれども、認定こども園になりますと浅井委員もおっしゃられますように車とかそういったもの、当然予想されますので、それに伴う施設整備、車寄せですとか一定の駐車場みたいなものを確保することですとか、そういったことは当然認定こども園開設にとっては必要ではないかなというふうには思っております。その辺は、実際に開設とかそのあたりにつきましても、十分に交通の安全面とかそういったものも含まれて当然やっていくべきものというふうに考えております。

浅井委員) はい、わかりました。

委員長) 浜風地域がこれで壊れるとか衰退するのではないかと、そんな御意見も地域の方からあったと思うのですが、どうか、このあたりの浜風地域のことにに関して何かありませんか。

木村委員) 浜風地区の子どもは、ほとんどが公立の幼稚園か保育所に通っていて、現状でニーズをきちんと満たしているものでこれ以

上変える必要がないのではないかというような、特に廃園に慎重である方の御意見というのが見受けられたのですが、そのあたりはどうでしょうか。

管理課長) 浜風小学校区についてはほとんどの子どもたちが保育所か公立の幼稚園に通っていることを考えますと、今は浜風幼稚園はだんだん人数が減っておりますけれども、浜風幼稚園が認定こども園になることによって充実した環境のもとで地域でより多くの子どもたちが一緒に学び、育つことができるのではないかとということで、地域の子育て支援の施設として若い世代の転入も期待されますので、人口の増加にもつながるのではないかとということで考えております。

また、今後につきましては、審議会のほうでも申し上げましたけれども、平成28年度、あるいは29年度に南芦屋浜に認定こども園が開設予定ですので、それによって浜風小学校内にあります浜風夢保育園がそれに伴って閉園されることになっておりますので、その子どもたちの受け皿が必要になっているということを考えますと、やはり地域の中で浜風幼稚園が認定こども園になることによってその方たちの受け皿にもなり得るといふふうには考えております。

松本委員) 南芦屋浜に認定こども園ができるということが審議している間に決まってしまう、最初と状況が変わってきているのですが、大きな地域で考えると浜のほうに2つ認定こども園ができるということになると思うのですが、本当のニーズとして、待機児童の数は山手のほうにたくさんいるというふうに聞いているのですね。ですから浜のほうに2つ、しかも浜風地域は公立

幼稚園と保育園に行っているというようなことも考えますと、本当にそこに必要なのかというふうに思うのですが。

管理課長) 南芦屋浜に認定こども園ができますと、恐らく南芦屋浜で充足してしまう可能性が考えられるのです。大きな圏域で考えますと、南芦屋浜は南芦屋浜で、シーサイド地区はシーサイド地区で大きな圏域としては潮見中学校区としては1つですけれども、圏域としてはやはりシーサイドはシーサイドで1つの大きな圏域として考えなくてはいけないのかというふうに考えております。

管理部長) 今現在、南芦屋浜につきましては幼稚園等がございませんので、もちろん潮見幼稚園に通っておられる子どもさんたちも一定人数おられますけれども、南芦屋浜の場合は市外の私立の幼稚園に通っておられる子どもさんが非常に多いという状況がございます。その中で新たに南芦屋浜に認定こども園というふうになりましたら、一定その市外の私立幼稚園に行っておられる層、そういった層がそちらのほうに入られるのではないかとというふうに考えておりますし、南芦屋浜につきましては入居がまだまだこれから見込まれるところですが、新しく入居される世帯というのは子ども・子育て世代が中心になってきているということがあります。南芦屋浜につきましては、今後も子どもが増えていく余地がありますので、一定認定こども園ができましたら南芦屋浜の中の子どもさんで充足されるのではないかとというふうに考えております。

浅井委員) 浜風夢保育園はいつ閉園して南芦屋浜に移っていくのですか。

管 理 部 長) 一応今のところ、夢工房さんは南芦屋浜の認定こども園を開設する時期としまして平成28年か29年の4月1日というふうにご考慮されるようで、どちらかといえば早くしたいという意向をお持ちですので、28年4月1日が有力な中で、当然、まだ法人として南芦屋浜に進出するという決定をされただけでは、今後まだ用地につきましては県の企業庁の持ち物でございますので、企業庁と譲渡とか、そういった協議などもした上でないとまだまだ本決まりという形にはならないと思っておりますけれども、28年か29年に開設をしますと。開設に当たりましてはあわせて浜風夢保育園については閉園をするという流れで行くというふうにご聞いておりますので、同時期に閉められるのかどうかわかりませんが、その近い時期に閉園をされるのではないかなというふうにご考慮しております。宮本課長、そういったことでいいですかね。

こども政策課長) 私どももお聞きしている情報は今のとおりで、浜風夢保育園はあくまでも緊急避難的に作った施設ですので、いつかは待機児童の解消が図られたら終息しないといけないということは市側も法人側も認めているところです。また、職員に関しても南芦屋浜に認定こども園ができましたらそちらでも大量の職員が必要になりますので、法人としましたら夢保育園を終息したいという思いもあると思います。ただ、やはり児童の処遇というのが一番ですので、その児童の処遇が将来の方向性が見えない限りは閉園はできないと思っておりますので、地域としては今はっきりは言えませんが、南芦屋浜の認定こども園が開設、オープンして以降に徐々に方向性を定めていくというふうにご考

えております。

浅井委員) はい。

委員長) あといかがでしょうかね。

既に認定こども園の話がかなり出ているので改めて認定こども園への移行についてということも取り上げる必要もないかもしれませんが、どうでしょう、改めて認定こども園のことに關して、移行について何か御質問はございますか。先ほど既に車のことなどの通いの話も出てきておりますけれども、どうでしょうか。

松本委員) もう一度、今のままより認定こども園になったらこんなにメリットがあるというところをもう少しまとめてというか、現状本当に公立の良さというのを保護者の皆さんもすごく言ってくださいますし、認定こども園になって満足が得られるのかどうか、教育の質の件に関しては、先ほど大分お話いただいたんですけれども、メリットというふうに聞かれた場合、はっきりこういうことがあるというふうに言えることというのはあるのでしょうか。

管理課長) 認定こども園については幼稚園と保育所が一体になった施設ですので、保護者の就労にかかわらず子どもを預けることができます。また、保護者の就労状況が変わっても子どもの学びや育ちの面からその場を変えることなく子どもの環境の安定につながるということがメリットの大きな1つでもあります。

また、認定こども園については地域の子育て支援の場として、そういう機能もあわせ持っておりますので、子育て相談であるとか親子の集いの場なども認定こども園の役割として1つ担っ

ておりますので、そういう意味では地域の子育て、交流の場として地域の核となる施設にもなりますので、そういう意味では認定こども園ができることによって子育てしやすい環境になると考えておりますので、そこも大きな1つのメリットではないかと考えております。

松本委員) 今までも公立の幼稚園ではいろいろ就園前のお子さんとかを集めたりということもしておられたと思うのですが、それに加えて子育てセンター的な要素も加わるということですか。

管理課長) そうですね。ただ教育・保育を提供するだけではなくて、在家庭の方についても子育て相談をしに行く場としての、そういう子育て支援の機能も持たないといけないということが決められております。

松本委員) そういう専門の職業というか、そういう立場の人も置かれるということですか。

こども政策課長) 認定こども園に必ず設置しないといけない、その子育て支援拠点には専用のお部屋があって、保育教諭のような方だと思っておりますが、専任の相談員がいて、そして地域の子ども・子育てに関するあらゆること、あらゆる方面の対応をするということで、それが今までの幼稚園の地域開放と違いますのは、ゼロ歳から5歳が対象になりますので、本当に小さな赤ちゃんが来ても安心して利用していただける設備がちゃんと提供できるというのが大きな意義があると思います。

委員長) よろしいですか、松本委員。

松本委員) はい。

委員長) どうぞ、木村委員。

木村委員) 大きな国の流れで、女性の社会進出などが進んでいき共働きの夫婦世帯が増えていくと。また、一方で少子高齢化という流れがあって、大きな流れで行けば、認定こども園にしていくというのは、もう自然なのかなという、この流れというのはもう避けて通れないというか、そういうふうになっていくだろうと思っているのですが、浜風幼稚園の廃止の問題と絡めて、なぜ今その決断をするのかというところについて、もっと一般の市民の方と議論を重ねて1年後、2年後、もう少しゆっくり進めてもいいのではないかという思いも少しあるので、そのあたりについて、どうしてこんなに急がなければいけないのかという、そういう疑問というのが地域の方もお持ちだと思うので、その点についての事務局のお考えをお聞かせいただきたいのですが。

委員長) はい、お願いします。

管理課長) 待機児童については平成25年4月1日の段階では134人でありました。平成26年4月1日で定員71人の私立の保育園が新設されましたけれども、待機児童は131人と、わずかに減少したにとどまっております。待機児童の解消については依然として喫緊の課題であるというふうになっております。

それと、今年度の施政方針では具体的な取組として小規模保育事業の実施を市としては掲げておりますけれども、さらに解消策を講じる必要がある、依然として待機児童は増えておりますので、今、仮に浜風幼稚園の廃園を決定いたしましても、跡地に認定こども園を開設できるのはもう少し先になりますので、そういう形になりますと先送りにすることによって決定がどん

どん遅れてしまいますので、その間にこの場所で民間の保育園や認定こども園なりが開設されますとその地域の待機児童につきまして、一定充足されてしまいますので、そうすると浜風幼稚園を、いよいよ浜風幼稚園が園児数が少なくなって、もう廃園しないといけないということになったときに、そこに、認定こども園を新たに建てましょうということにはならないことになってしまいます。ですのでそういう形になりますと・・・

委員長) ちよつと済みません、傍聴の方、発言やめてください。

管理課長) 充足されますと、そこで認定こども園をさらに新しく開設しましょうということにはならない。そうなりますと、跡地には何も残らない、その浜風幼稚園の建物を有効活用できないということになってしまいますので、あまり教育委員会としては先送りをして結局はそこに何もなくなってしまうのではないかと、今ある浜風幼稚園の施設を有効活用できるのは今なのではないかというふうに考えておりますので、認定こども園について、まだ明らかにされていないところがありますけれども、結果的に認定こども園にしたいのであればなるべく早く、今の時期に新制度もスタートしますし、その時期を狙って教育委員会としては浜風幼稚園の施設を有効活用すべきではないかというふうに考えております。

松本委員) 園児数が減っているという意味では浜風幼稚園だけでなく精道幼稚園や朝日ヶ丘幼稚園も同様ではないかというふうに保護者の方から御意見が出ていますけれども、浜風幼稚園が今回対象になったことと精道幼稚園や朝日ヶ丘幼稚園が審議の対象にならないということについては何か関係付いているのですか。

管理課長) 浜風地域については地域の中の子どもが、ほとんどが公立幼稚園と保育所に通っているということがありますので、恵まれた環境もありますし、そこに認定こども園ができれば、有効活用という形で地域の子どもが全て望ましい環境で学び、育つことができるというふうに考えておりますので、制度のスタートに当たって芦屋市としては、今後新設されるであろう認定こども園について、本市におけるスタンダードなものにしたいということを考えております。ですので、まだ市内にはどこにも認定こども園はありませんけれども、まず浜風幼稚園の恵まれた環境を有効活用した形で芦屋市の認定こども園の第1号として、スタンダードなものとなるよう進めていきたいということ考えております。

管理部長) 全体的な市全体のお話を言いますと、市内9園の公立幼稚園がございましてけれども、この9園の公立幼稚園についても、芦屋市全体を考える中で、適正配置ということについては、考えていかなければならないというふうに考えております。これにつきましては、子ども・子育て新制度の子ども・子育て会議の中で保育・教育のニーズを把握した上で既存の保育所なり幼稚園なり、どういう形で充足されているのか、もしくは過剰供給であるのか、そういったところを見た上で、幼稚園全体としても9園が本当に必要なかどうかということについて、別途考えていかなければならない問題であるというふうに考えております。ですから今後は、今は浜風幼稚園につきましては個別に出てきておりますけれども、朝日ヶ丘幼稚園なり精道幼稚園につきましても1学年単クラスという状況が出てきております

ので、これは廃園とかいうことについて、そういった園につきましましては検討を始めないといけない時期に至っているというのはもう間違いがないと。

ただ、浜風幼稚園につきましては市長部局のほうから今回、子ども・子育てに関する施設について跡地利用をさせてほしいという個別の要請もございました。そういう中で浜風地域について今後どうあるべきなのか、今後人口がどうなるのか、なども考えた上で、浜風幼稚園につきましては、個別具体的に考えるべきものというふうに判断をし、学校教育審議会にも諮問をしたというふうな経過がございますが、浜風幼稚園も結局1学年単クラスの状況がずっと続けば、それだけでもって廃園をするという検討をする形になります。今、それに相当する状態になっているということと、あわせて跡地を有効活用したいというものが具体的にありますので、それについてどうなのかということを考え合わせた上で諮問をさせていただいて、一定今回答申を得ましたので、その答申を踏まえた上で、本日、議案として上程させていただいたということになります。ですからあとの幼稚園につきましても、あとどうするのかということについては、これはこれで別途考えていくべきものだというふうに考えております。

学校教育部長) 当初から諮問内容から単学級ということはございますけれども、次に子育て支援に係る施設、今はもう、認定こども園ということになりますけれども、このことがセットであるということが浜風の今回の件についての大きな特徴なわけです。ですから浜風ならではの今回このことがあったということと、それか

ら先ほど木村委員のほうからおっしゃいました時期、なぜ今かということにつきましても、先ほど管理課長が説明しましたような状況を考えますと、逆にこの時期だからこそ教育委員会が教育については関与するものという必要性は謳われて、もともと法の中ではありますけれども、教育委員会の関与の仕方としましても教育部分ですね、現在ならばかなりその関与の度も大きいものが期待できるということも時期の1つであります。追加での御説明です。

委員長) ありがとうございました。

松本委員) 少し違うことになるかもわからないのですが、今の発言に関連して、全体の見通しということをとくさんおっしゃっていたのですが、浜風幼稚園だけではなくて、待機児童の解消ということでの全体の見通しというか、そういうところも示していただきたいのですが、それは教育委員会ではないですかね。

委員長) いいですか。

管理課長) はい。待機児童の7割から8割を占めるのがゼロ歳から2歳の待機児童になります。その受け皿を確保しないとイケませんので、新制度に創設されます地域型保育事業の中の小規模保育、少人数を対象に家庭的に近い保育をそういう雰囲気のもとで、きめ細かな保育を行うというものになりますけれども、その小規模保育の活用を図りながら待機児童の解消に向けて事業をする予定になっております。併せまして、中期的には認定こども園の普及も市としては進めていきたいということもありますし、認定こども園については保護者の就労の有無にかかわらず、就学前の児童が利用できるということになりますので、そういう

意味ではこの新制度に向けて市としても認定こども園の増設を進めていきたい。そういうことで待機児童の解消を図りたいというふうに考えております。

管 理 部 長) 長期的な待機児童の解消策というのにつきましては、子ども・子育て会議のほうで御審議いただいて長期的な計画と言いますか、実施計画、そういったものを策定していくということになるかと思えます。それにつきましては、まだ現在、子ども・子育て会議のほうで御審議、御論議いただいているところですので、明確な形のものということについては今、具体的にお示しすることはできないと。

その中で、やはり待機児童の解消というのは喫緊の課題ですので、今できること、これはやはり市としてもしていかなければならない、活用できるものについては活用していくべきであるというふうに考えられますので、そういった点でこの度は浜風幼稚園というものが具体的に活用が見込めるということと、今後、そうすることによって一定地域の子どもさんについて減少することに歯止めがかかって、なおかつ子ども・子育て世代について誘導と言いますか、転入ですね、そういったことも期待できるのではないかと考えておりますので、今回は個別具体的に浜風幼稚園ということになっておりますが、当然市全体の待機児童解消策については、今後も喫緊の課題ですので、早急に策定していくべきものというふうに考えております。

委 員 長) ありがとうございます。

審議の途中ではありますが、ここでお諮りいたします。

今日の議論の中で、概ね、疑問点に対する事務局の考え方に

ついて確認できたと思います。

今日の論点を整理して、議論を深めて、詰めていく必要があるのではないかと思います。

本日の議論は、一旦これで打ち切り、日を改めて、もう一度、臨時会を開くという形で、続きの議論をしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〈異議なしの声〉

ありがとうございます。それでは、来週25日になりますが、よろしいでしょうか。もう一度このことについてさらに議論を深めるというふうに致したいと思います。

〈異議なしの声〉

それでは、第1号議案については今日の段階では、最終決定に至りませんでしたので、4月25日（金）に教育委員会の臨時会を開催し、そこで最終的な結論を出していきたいと思えます。よろしくをお願いします。

教 育 長) 委員長、何か他市の例を調べておくとか何か必要ありますか。

委 員 長) 何か欲しいような資料がございましたら今日でなくてもまた改めて資料提供など、事務局のほうにお願いをするということとやっていただけるとありがたいと思いますが、事務局のほうもそれでよろしいですか。

委 員 長) 日程第5 閉会宣言